

表面

記入例

記入日 令和7年2月12日

裏面

代理人が申請、受給の場合は記入してください

世帯主を申請者としてください。

裏面に「誓約・同意事項」がありますので、必ず確認のうえ提出をお願いします。

住民税非課税世帯物価高騰対策支援給付金申請書（請求書）

鶴岡市長 様

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しました。全ての内容に誓約・同意の上申請します。

1. 申請・請求者（世帯主）

Table with 4 columns: フリガナ, 性別, 生年月日, 現住所・連絡先. Includes name 鶴岡 太郎, date 60年 10月 10日, and address 鶴岡市〇〇町〇〇-〇〇.

日中につながりやすい電話番号

2. 申請者が属する世帯の状況

※令和6年12月13日時点の構成員（家族等）について記載します。（同日以降に生まれた新生児も記載します。）※扶養の状況には、令和6年1月1日時点で市外にお住まいの親族等（家族等）から扶養されている場合、市外にお住まいの方の氏名・生年月日・住所を記入します。

Table with 6 columns: フリガナ, 性別, 生年月日, 続柄, 住所, 令和6年度住民税の課税状況, 扶養の状況. Lists family members like 鶴岡 一, 鶴岡 新, 鶴岡 花子.

世帯の世帯員を記入

別世帯の児童

新生児

市外にお住まいの方から扶養されている場合、氏名・住所・生年月日を記入

3. 振込口座（原則 申請・請求者の口座） ※通帳又はキャッシュカードの写しなどを添付してください。

Table for bank account information with columns for 金融機関名, 支店名, 分類, 口座番号, 口座名義人(カナ).

↑通帳のコピーを添付してください。（A4用紙）

※代理受給（世帯主と違う名義人が受け取る）場合は裏面「代理人欄」に記入のうえ、通帳のコピーと身分証明のコピー（世帯主と代理人の2人分）を添付してください

裏面 of the application form, including sections for 代理人 (Agent) and 誓約・同意事項 (Agreement/Consent).

署名（自筆）の場合は押印不要

【誓約・同意事項】 ※必ずご確認ください。

以下において、住民税非課税世帯物価高騰対策支援給付金を「給付金」と、住民税非課税世帯物価高騰対策支援給付金申請書（請求書）を「申請書」といいます。

- ① 給付金の支給対象となる、以下の要件を全て満たしています。
ア 世帯の全員が、令和6年度住民税非課税である。
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
② 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
③ 既に他の自治体を実施する同様の給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主であった者を含む世帯ではありません。
④ 給付金の支給要件の審査等をするため、住民基本台帳情報、税情報の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政・関係機関に求め、提供されることに同意します。
⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
⑥ この申請書は、鶴岡市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
⑦ 申請期限（令和7年5月31日消印有効）までに申請しなかった場合は、給付金の受給を辞退したものとみなすことに同意します。
⑧ 申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年5月31日までに、鶴岡市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
⑨ 給付金の支給後、申請書への記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

- (1) 住民税非課税世帯物価高騰対策支援給付金申請書（請求書）
(2) 世帯員の令和6年1月1日時点の住所が鶴岡市外の場合
令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する令和6年度住民税の『非課税証明書』の写し（コピー）該当者全員分
※ただし、2009年（平成21年）4月2日以降に生まれた方で、かつ収入がない場合は添付不要です。
(3) 『受取口座を確認できる書類の写し（コピー）』
受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し
【代理人が申請する場合は以下の資料も提出してください。】
(4) 『本人と代理人、双方の確認書類の写し（コピー）』

平成18年4月2日以後に生まれた児童は、子ども加算の対象です。次の場合も対象になりますので、2.世帯の状況に記入してください。
・令和6年12月13日以後に生まれた新生児がいる場合
・別世帯の児童を扶養している場合
例）単身で寮に入っている子ども等も、生計が同一であれば対象となります。